する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。

第二十六条第二項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項第二号及び第四号中「介護保健施設サービス」の下に「若しくは介護医療院サービス」を加える。

第二十七条中「六十五万円」を「五十五万円」に、「区分した」を「区分をした」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の規定の適用がある場合における同項」を削る。

第三十条の二第一項中「平成三十年」を「平成三十二年」に改める。

第三十一条第一項中「構築物（以下第三十二条」を「構築物（以下同条」に、「第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八及び第三十七条の九」に改める。

第三十一条の二第四項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十三条第一項中「及び第三十七条の九の五」を「以下第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条の三第三項中「第三十七条の九及び第三十七条の九の五第八項」を「第三十七条の八第四項及び第三十七条の九第八項」に改める。

第三十三条の六第一項中「、第三十七条の六及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の六」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改め、同条第二項第三号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の五」を「又は第三十七条の九」に改める。

第三十五条の見出しを削り、同条第二項第一号中「第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」を「第三十七条の八若しくは第三十七条の九」に改める。

第三十五条の二第一項中「、第三十七条の七又は第三十七条の九の四」を「又は第三十七条の八」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「第三十七条の七、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改め、同条第二項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の五中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に、「場合（第一号」に改める。

第三十七条第一項中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に改め、同条第十項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第三十七条の四中「、第三十七条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の四」を「及び第三十七条の八」に、「場合（以下この条」を「場合（第一号」に改める。

第三十七条の六第一項中「この条、次条及び第三十七条の九」を「この項及び第四項」に、「この条に」を「この項、第四項及び第五項に」に改め、同条第四項中「次項まで」を「この項及び次項」に改める。

第三十七条の七を次のように改める。

第三十七条の七　削除

第三十七条の八から第三十七条の九の三までを削る。

第三十七条の九の四第一項中「以下この項」の下に「及び第三項」を、「ものを除く。以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「、第三十七条の七第五項並びに第三十七条の九」を削り、同項の表第三十七条第六項の項及び第三十七条第七項の項中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同表第三十七条の七第五項の項、第三十七条の九第一項の項及び第三十七条の九第二項の項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得した特定普通財産（次項及び第五項において「交換取得資産」という。）の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の規定の適用を受けた者の交換取得資産について、当該交換取得資産を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。次項において同じ。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（所有隣接土地等の第一項の交換に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一　第一項の交換により交換取得資産とともに交換差金を取得した場合　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二　第一項の交換の日において当該交換により譲渡した所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に相当する金額

三　第一項の交換により交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。）　当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額を加算した金額に相当する金額

5　交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第三十七条の九の四を第三十七条の八とする。

第三十七条の九の五第一項中「、第三十七条及び第三十七条の七」を「及び第三十七条」に改め、同条を第三十七条の九とする。

第三十七条の十三の二の次に次の一条を加える。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　個人が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）の行つた当該認定に係る特別事業再編計画（同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式（出資を含む。以下この項において「株式等」という。）を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る第三十七条の十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該株式等の譲渡がなかつたものとみなす。

2　前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。